



# 委任状作成の際の注意事項

## [1 使用目的の記入]

1. 債権の回収、債務の履行などのために申請（請求）する場合  
債権の回収または債務の履行などのために、住民票や戸籍、記載事項の確認を必要とするなどの理由を、詳細に記入してください。
2. 国または地方公共団体の機関に提出する場合  
住民票、戸籍謄本などを提出する国または地方公共団体名を記入してください。また、その機関へ提出する理由も記入してください。
3. 上記1・2以外の理由により申請（請求）する場合  
住民票、戸籍の記載事項の利用目的・方法と、その利用を必要とする理由を記入してください。

## [2 資料の提供]

1. 使用目的に記入された内容から、申請（請求）の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

## [3 代理人の本人確認書類]

### 1. 1点の提示で足りるもの

- ①運転免許証 ②パスポート（旅券） ③写真付き住民基本台帳カード ④個人番号カード ⑤国または地方公共団体発行の写真付き身分証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧船員手帳 ⑨小型船舶操縦免許証 ⑩その他

### 2. 2点以上の提示が必要なもの

- ①写真なし住民基本台帳カード ②国民健康保険・健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証 ③共済組合員証 ④国民年金手帳 ⑤国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金証書 ⑥共済年金または恩給証書 ⑦写真付き学生証 ⑧法人（国または地方公共団体を除く）が発行した写真付き身分証明書 ⑨国または地方公共団体発行の写真付き資格証明書（1. の書類を除く） ⑩その他

※⑦～⑨の書類だけを2点以上提示しても、認められません。

※「個人番号の通知カード」は、確認書類として使用できません。

※郵送で住民票や戸籍の証明書等を請求する場合に、健康保険の被保険者証をコピーする際は、個人情報保護のため、被保険者証の記号及び番号部分をマスキング（覆い隠）してください。

## 【お問合せ先】

紀宝町役場 税務住民課

電話：0735-33-0337

FAX：0735-32-2994

住所：〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地